

**赤色で囲った区域は禁煙です。**

令和元年7月1日から兵庫県受動喫煙防止条例により、病院敷地内（道路含む）、隣接する小学校・幼稚園・保育園敷地内（通学路等含む）は禁煙です。



兵庫県立ひょうごこころの医療センターでは、院内学級を併設し、小学校・幼稚園・保育園に隣接するなど、受動喫煙対策に積極的に取り組む必要があります。

ご自身の健康はもとより、周りの方々や次の時代を担う子どもたちの健康を一緒に守りましょう。